

# 助成金紹介

## キャリア形成促進助成金

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や制度の導入及び適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

### ● 制度概要

(1) 助成対象訓練コースの種類

※ 詳細なパンフレット、申請書類やチェックリストは、[福岡労働局](#) [キャリア形成](#) [検索](#)

支給対象となる訓練等	対象	制度の内容
<b>① 雇用型訓練コース</b>		
・ 特定分野認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	建設業、製造業、情報通信業が実施する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
・ 認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
・ 中高年齢者雇用型訓練		直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練
<b>② 重点訓練コース</b>		
・ 若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
・ 熟練技能育成・承継訓練		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
・ 成長分野等・グローバル人材育成訓練		成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練
・ 中長期的キャリア形成訓練		厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座
・ 育休中・復職後等人材育成訓練		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
<b>③ 一般型訓練コース</b>		
・ 一般企業型訓練	中小企業	①②以外の訓練
・ 一般団体型訓練	事業主団体等	事業主団体等が行う訓練
<b>④ 制度導入コース</b>		
・ 教育訓練・職業能力評価制度	中小企業以外 中小企業	従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成
・ セルフ・キャリアドック制度		一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成
・ 技能検定合格報奨金制度		技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成
・ 教育訓練休暇等制度		教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成
・ 社内検定制度		社内検定制度を導入し、実施した場合に助成
・ 事業主団体助成制度	事業主団体等	従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成

(2) 助成内容 ( ) 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等	Off-JT賃金助成 (1人1時間当たり)	Off-JT経費助成	OJT実施助成 (1人1時間当たり)	
① 雇用型訓練コース (☆)	特定分野認定実習併用職業訓練			
	800 (400) 円	2/3 (1/2)	700 (400) 円	
② 重点訓練コース (☆)	認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練			
	800 (400)円	1/2 (1/3)	700 (400) 円	
③ 一般型訓練コース	一般企業型訓練	400円	1/3	-
	一般団体型訓練	-	1/2 (2/3*)	-
④ 制度導入コース	・事業主団体助成以外	(制度導入助成) 50 (25) 万円		
	・事業主団体助成制度	(制度導入助成) 2/3		

※ \*印は育児休業中等に係る訓練の場合。

※ (☆付きコース) 若者雇用促進法に基づく認定事業主又は一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ。

※ 育児休業中の訓練(育休中・復職後等人材育成訓練)・海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練(成長分野等・グローバル人材育成訓練)に対しては、経費助成のみ行います(賃金助成はありません)。

※ 一般企業型訓練を実施する場合は、セルフ・キャリアドックの実施が必要となります。

※ 制度導入コースには最低適用人数があります。また、同一の制度導入助成を受給することができる回数は1回です。

### ～ご注意～

☆本助成金は、わかりやすい内容となるように助成メニューの整理・統合が図られるなど、**一部制度が改正**されました。(平成28年4月1日付け)

☆利用にあたっての注意点、受給手続きの流れ等については、福岡労働局ホームページに掲載している**パンフレット「キャリア形成促進助成金のご案内」**や**マニュアル「キャリア形成助成金の活用マニュアル(制度導入コース・事業主版)」**をご覧ください。

※助成対象とならない訓練もございます。不明な点は、福岡助成金センターにご確認ください。

※申請書類については、郵送での提出はできませんので、福岡助成金センターへ**必ず持参のうえ提出**してください。

## お問い合わせ先

●福岡労働局 職業安定部 福岡助成金センター

TEL 092-411-4701

FAX 092-411-4703

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1F

受付時間 平日 8:30～17:15